

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月
遠賀町	別府・千代丸・今古賀	令和2年3月31日	令和5年3月15日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	84.2	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	48.2	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	16.6	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.2	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.9	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.5	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

別府・今古賀地区については、その全域が農業振興地域外であり、農地の不整形や地盤の悪さ等の問題を抱えているものの、基盤整備事業を活用した農地改良等はできない。
住宅地と近接している農地が多く、農薬散布や作業音等への苦情などの問題もあり、後継者も不足している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

別府地区については、接道していないなど耕作条件の悪い農地も多い。
既存の中心経営体で耕作しきれない農地については、地区外からの入り作、新たな担い手の育成等で集積を行っていく。

千代丸地区については、現在、農地中間管理機構関連基盤整備事業を要望中。農地の集約化は事業要件でもあることから、地区内外の担い手へと農地集積を図っていく。

今古賀地区については、新規就農希望の若い担い手がいることから、その担い手を地域で支援しながら農地の集積を図っていく。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農家A	水稲	11.9 ha	水稲	11.9 ha	別府
認農	農家B	果樹	2.3 ha	果樹	2.3 ha	別府
認農	農家C	水稲	9.2 ha	水稲	11.0 ha	町内全域
認農	農家D	水稲	4.8 ha	水稲	6.9 ha	別府
認就	農家E	水稲	0.3 ha	水稲	10.0 ha	別府
認農	農家F	水稲・麦・大豆	0.6 ha	水稲・麦・大豆	2.5 ha	町内全域
認農	農家G	水稲・麦・大豆	1.2 ha	水稲・麦・大豆	1.2 ha	町内全域
認農	農家H	水稲	0.1 ha	水稲	0.1 ha	町内全域
認農	農家I	水稲・麦・大豆・野菜・養蜂	1.0 ha	水稲・麦・大豆・野菜・養蜂	1.0 ha	町内全域
認就	農家J	施設野菜	0.0 ha	施設野菜	0.2 ha	今古賀
認農法	法人A	水稲・麦・大豆・野菜	0.3 ha	水稲・麦・大豆・野菜	1.9 ha	町内全域
認就	農家K	露地・施設野菜	0.3 ha	露地・施設野菜	0.5 ha	別府
計	12経営体		32 ha		49.5 ha	

注1:「属性」欄について

「認農」・・・個人の認定農業者 「認農法」・・・法人の認定農業者 「認就」・・・認定新規就農者

「集」・・・法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織

「到達」・・・基本構想水準到達者

注2:「今後の農地の引受けの意向」・・・現状からおおむね5年から10年後の意向

注3:「経営面積」・・・プランの対象地区内における中心経営体の経営面積

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

基盤整備への取り組み方針

千代丸地区については、地区内約9haの水田で農地中間管理機構関連基盤整備事業を実施予定のため、原則として対象農地の全てを機構に貸し付けていく。また、土地利用型作物中心の作物体系から、収益性の高い作物の作付を推進していく。

人材確保への方針

3地区共通として、新たな認定農業者、認定新規就農者の掘り起しを行い、地域農業を担う人材を確保する。